

(務) 第20号
平成6年7月7日

本部各部課長
各警察署長 殿

項目コード	A0500
保存期間	30年
廃棄年月日	平成44年1月1日
担当係	組織法制係

三重県警察本部長

熊野地域における突発大規模事案の共同処理に関する協定の締結について（例規通達）

この度、三重県警察、奈良県警察及び和歌山県警察（以下「三県警察」という。）の県境周辺において突発大規模事案が発生した場合、早期に警察力を確保し、適切な警察措置を講ずることを目的とした三県警察の共同処理に関する協定が別添1及び別添2のとおり締結されたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添 1

熊野地域における突発大規模事案の共同処理に関する協定

三重県公安委員会、奈良県公安委員会及び和歌山県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第60条の2の規定に基づき、熊野地域における突発大規模事案の共同処理に関する協定を次のとおり締結する。

平成6年7月7日

三重県公安委員会委員長 松本俊二
奈良県公安委員会委員長 有山金吾
和歌山県公安委員会委員長 西本貫一

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 三県警察 三重県警察、奈良県警察及び和歌山県警察をいう。
- (2) 三県警察本部長 三重県警察本部長、奈良県警察本部長及び和歌山県警察本部長をいう。
- (3) 突発大規模事案 協定区域（別表に定める区域をいう。）において発生した災害、事故その他の突発的に生じる大規模な事案であって三県警察本部長が相互に協議して定めるものをいう。

（突発大規模事案の認知に係る連絡）

第2条 三県警察本部長は、突発大規模事案の発生を認知したときは、速やかに、他の三県警察本部長にその旨を連絡しなければならない。

（突発大規模事案の共同処理）

第3条 三県警察は、突発大規模事案が発生したときは、これを共同して処理するため、三県警察の管轄区域に権限を及ぼすものとする。

2 前項の場合において、三県警察本部長は、合同対策本部を設置するものとする。

3 前項の合同対策本部の編成その他の必要事項については、三県警察本部長が相互に協議して定めるものとする。

（必要な措置）

第4条 三県警察は、突発大規模事案が発生したときは、警察施設の使用その他の三県警察本部長が相互に協議して定める事項について、この協定の実施のため必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定するもののほか、三県警察は、平素から相互の連携強化に努めるとともに、この協定の実施が円滑に行われるよう特段の配慮をしなければならない。

（経費の支弁）

第5条 突発大規模事案の処理に要した経費（国庫が支弁することとなるものを除く。）は、それぞれの県において支弁するものとする。ただし、当該経費が著しく多額となるなど特別の事

情があるときは、三県警察本部長は、相互に協議してそれぞれの支弁の割合を定めるものとする。

(細目的事項)

第6条 この協定の実施に関し必要な細目的事項は、三県警察本部長が相互に協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成6年7月7日から実施する。

別添 2

熊野地域における突発大規模事案の共同処理に関する細目協定

三重県警察本部長、奈良県警察本部長及び和歌山県警察本部長は、警察法（昭和29年法律第162号）第61条の2及び熊野地域における突発大規模事案の共同処理に関する協定（平成6年協定。以下「公安委員会協定」という。）の規定に基づき、熊野地域における突発大規模事案の共同処理に関する細目協定を次のとおり締結する。

平成6年7月7日

三重県警察本部長 警視長 柳澤 昊
 奈良県警察本部長 警視長 高橋健文
 和歌山県警察本部長 警視長 西川徹矢

（突発大規模事案）

第1条 公安委員会協定第1条第3号の三県警察本部長（公安委員会協定第1条第2号の三県警察本部長をいう。以下同じ。）が相互に協議して定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 航空機の墜落等の事故
- (2) 船舶の衝突、転覆等の事故のうち大規模なもの
- (3) 自動車の衝突、転落等の事故のうち大規模なもの
- (4) 山林、宿泊施設等における火災のうち大規模なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、周辺の住民に不安を覚えさせる大規模な災害、事故その他突発的な事案

（合同対策本部の編成）

第2条 合同対策本部の長は、合同対策本部長とし、突発大規模事案の発生地を管轄する県警察の警察本部長をもって充てるものとする。

2 合同対策本部の要員（第4条において「要員」という。）は、三県警察の主管部長その他の主管部課の職員のうちそれぞれの警察本部長が選定する者をもって充てるものとするほか、次の表に定める基準に従いそれぞれの警察署長が選定する者をもって充てるものとする。

- (1) 合同対策本部の体制を特に強化する必要があると三県警察本部長が認めた場合

県	警察署	員数
三重県	尾鷲、熊野、鵜殿	警察署の定員のおおむね50パーセント
奈良県	吉野、十津川	警察署の定員のおおむね50パーセント
	五条、中吉野	警察署の定員のおおむね30パーセント
和歌山県	田辺、新宮	警察署の定員のおおむね50パーセント
	白浜、串本	警察署の定員のおおむね30パーセント

- (2) (1)に掲げる場合以外の場合

県	警察署	員数
三重県	熊野、鵜殿	

奈良県	吉野、十津川	警察署の定員のおおむね50パーセント
和歌山県	新宮	

(合同対策本部の解散)

第3条 合同対策本部は、負傷者の救出、遺体の収容その他突発大規模事案に係る初期的処理を終えた場合のほか、突発大規模事案の認知後24時間を経過した時に解散する。ただし、引き続き共同して当該突発大規模事案を処理する必要があると三県警察本部長が認めたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により合同対策本部が解散したときは、当該突発大規模事案の発生地を管轄する県警察は、当該突発大規模事案に係る事後の手続きを引き継ぐものとする。

(合同対策本部長等の指揮)

第4条 合同対策本部長は、突発大規模事案の処理に関し要員に対する指揮を行うものとする。

2 現地における要員の指揮は、要員の中から合同対策本部長の指定する者が、合同対策本部長の命を受け、これを行うものとする。

(必要な措置を講じるべき事項)

第5条 公安委員会協定第4条の三県警察本部長が相互に協議して定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 警察施設の使用
- (2) 警察用車両、警察用航空機等の警察装備その他の物品の使用
- (3) 関連情報の収集
- (4) 民間協力者の確保
- (5) 前各号に掲げるもののほか、突発大規模事案の初期的処理に関し必要な事項

附 則

この協定は、平成6年7月7日から実施する。

別表（第1条関係）

協 定 区 域

次の①から⑮までの15地点を順次直線で結んだ線及び①の地点と⑮の地点を直線で結んだ線により囲まれる区域（下図参照）

- | | | |
|---|----------------|-----------------|
| ① | 奈良県吉野郡十津川村大字永井 | 国道425号西川第一小学校前 |
| ② | 奈良県吉野郡十津川村大字池穴 | 国道168号池穴トンネル南側 |
| ③ | 奈良県吉野郡十津川村大字大野 | 行仙岳山頂 |
| ④ | 奈良県吉野郡上北山村大字白川 | 国道169号戸賀トンネル北側 |
| ⑤ | 奈良県吉野郡上北山村大字河合 | 国道425号坂本ダム |
| ⑥ | 三重県尾鷲市南浦 | 国道425号大小屋橋 |
| ⑦ | 三重県熊野市飛鳥町大又 | 枋谷橋 |
| ⑧ | 三重県熊野市飛鳥町佐渡 | 国道309号佐渡橋 |
| ⑨ | 三重県南牟婁郡御浜町上地 | 札立トンネル |
| ⑩ | 三重県南牟婁郡御浜町上市木 | 国道311号明神滝トンネル東側 |
| ⑪ | 三重県南牟婁郡紀宝町桐原 | 桐原神社 |
| ⑫ | 和歌山県東牟婁郡熊野川町田長 | 国道168号鼻白の滝 |
| ⑬ | 和歌山県東牟婁郡熊野川町赤木 | 赤木橋 |
| ⑭ | 和歌山県東牟婁郡本宮町檜葉 | 国道311号渡瀬トンネル西側 |
| ⑮ | 和歌山県東牟婁郡本宮町切畑 | 百前森山山頂 |

